

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-77 前部反射器</b></p> <p><b>7-77-1 装備要件</b></p> <p>被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならぬ。(保安基準第 35 条第 1 項)</p> <p><b>7-77-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係)</p> <p>① 前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>この場合において、その反射部の大きさが 10cm<sup>2</sup> 以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 前部反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。</p> <p>③ 前部反射器による反射光の色は、白色であること。</p> <p>④ 前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる前部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 125 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</p> <p><b>7-77-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 125 条第 3 項関係)</p> <p>① 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>③ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(前部反射器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の</p>	<p><b>8-77 前部反射器</b></p> <p><b>8-77-1 装備要件</b></p> <p>被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならぬ。(保安基準第 35 条第 1 項)</p> <p><b>8-77-2 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 203 条第 1 項関係)</p> <p>① 前部反射器による反射光の色は、白色であること。</p> <p>② 前部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 前部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 203 条第 2 項関係)</p> <p><b>8-77-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 203 条第 3 項関係)</p> <p>① 前部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>平面)並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30° の平面 (被牽引自動車に備える前部反射器にあっては、内側方向 10° の平面)及び外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-77-2 (1) ①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>④ 前面の両側に備える前部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部反射器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取付けられていること。</p> <p>⑥ 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-77-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる前部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 125 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</p> <p><b>7-77-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-77-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 34 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-77-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-77-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 34 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-77-5-1 装備要件</b></p> <p>被牽引自動車の前面の両側に 7-77-5-2 の基準に適合する前部反射器を備える場合には、7-74 の規定にかかわらず、これに車幅灯を備えないことができる。</p> <p><b>7-77-5-2 性能要件</b></p> <p>(1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>② 前面の両側に備える前部反射器は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部反射器にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-77-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 前部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 203 条第 4 項関係)</p> <p><b>8-77-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-77-4 の規定を適用する。</p>

## 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

- ① 前部反射器は、夜間にその前方 100m の距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ② 次に掲げる前部反射器は、①の基準に適合するものとする。  
この場合においては、反射部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
- ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm<sup>2</sup>以上のもの
- イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- (2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

**7-77-5-3 取付要件**

7-77-6-3 に同じ。

**7-77-6 従前規定の適用②**

平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 34 条第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号関係）

**7-77-6-1 装備要件**

被牽引自動車の前面の両側には、前部反射器を備えなければならない。

**7-77-6-2 性能要件**

- (1) 前部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯（その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ② 次に掲げる前部反射器は、①の基準に適合するものとする。この場合においては、反射部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
- ア 反射部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた反射部にあつては、当該モール部に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 10cm<sup>2</sup>以上のもの
- イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの
- ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- ③ 前部反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。
- ④ 前部反射器による反射光の色は、白色又は橙色であること。
- (2) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものは、(1) の基準に適合しないものとする。

**7-77-6-3 取付要件**

- (1) 前部反射器は、7-77-6-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
- ① 前部反射器は、その反射部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
- ② 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。
- ③ 前面の両側に備える前部反射器は、左右同じ高さに取付けられたものであること。  
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える前部反射器にあつては、この限りでない。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。